

## 部局長等会議について

令和8年9月17日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この裁定は、東京大学基本組織規則第22条第2項の規定に基づき、部局長等会議の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部局長等会議は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）において、教育研究事業の現場の活力を最大限に生かしつつ、総長のリーダーシップの下に本学としての一体的な運営を図ることを目的として開催する。

(組織等)

第3条 部局長等会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 総長

(2) 理事

(3) 執行役

(4) 研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。）及び学部長

(5) 附置研究所長

(6) 東京大学病院、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長

2 前項第4号から第6号の構成員は、あらかじめ指名した教授又は准教授を代理者として出席させることができる。

3 総長が指名する副学長は、部局長等会議に出席することができる。

4 監事は、原則として、部局長等会議に出席する。

(議事)

第4条 部局長等会議の議事は、次に掲げるものとする。

(1) 本学の重要事項に関する意見の交換

(2) その他本学の教育研究等に関する情報及び意見の交換

2 議事の進行は、総長又は総長が指名する理事が務める。

(議事の記録)

第5条 部局長等会議の議事は、議事要録（議事の経過並びに結果及び決定事項について、意見及び質疑応答の要点を記載するものをいう。）を作成し、記録する。

(事務)

第6条 部局長等会議の事務は、本部経営戦略課において処理する。

附 則

この裁定は、令和8年10月1日から実施する。